

第1章 計画策定にあたって

第1節 計画策定の趣旨

● 少子化の進行

日本の総人口は、平成 20（2008）年に 1 億 2,808 万人のピークをむかえ、その後は減少傾向のまま推移しており、今後も増加傾向に転じることはない予測です。

また、年少人口といわれる 0～14 歳の子どもの人口を総人口で割った割合は長く減少傾向にあり、さらに、人口に対して生まれた子どもの数を表す指標の一つである合計特殊出生率も低下傾向にあります。特に、平成 2（1990）年に公表された「1.57 ショック」では、これまで合計特殊出生率が戦後最低だった昭和 41（1966）年の 1.58 を下回り、平成元（1989）年に 1.57 となったことで、「少子化」が注目されるようになりました。

● 働く女性の増加

一方、日本の女性の社会進出と活躍は、高度経済成長期以降のバブル景気を経て、昭和 60（1985）年の「男女雇用機会均等法」成立を転機にめざましく進展し、年々小さい子どもをもつ、子育て世帯の母親の就労者も増え続けています。それに伴い、共働き家庭も増えてきましたが、核家族化の進行で親族からの育児の手助けは望めず、また、長引く経済不況による経済的な理由から、ますます子育て世帯の母親が就労せざるを得ない状況になっていることもあり、今日まで全国的に保育のニーズが高まり続けています。その結果、保育所（園）の定員を超えて入所（園）ができなくなる待機児童問題が注目され、平成 27（2015）年前後から社会全体で“待機児童ゼロ”に向けた取組が進められてきました。

● 子育て家庭の困難状況

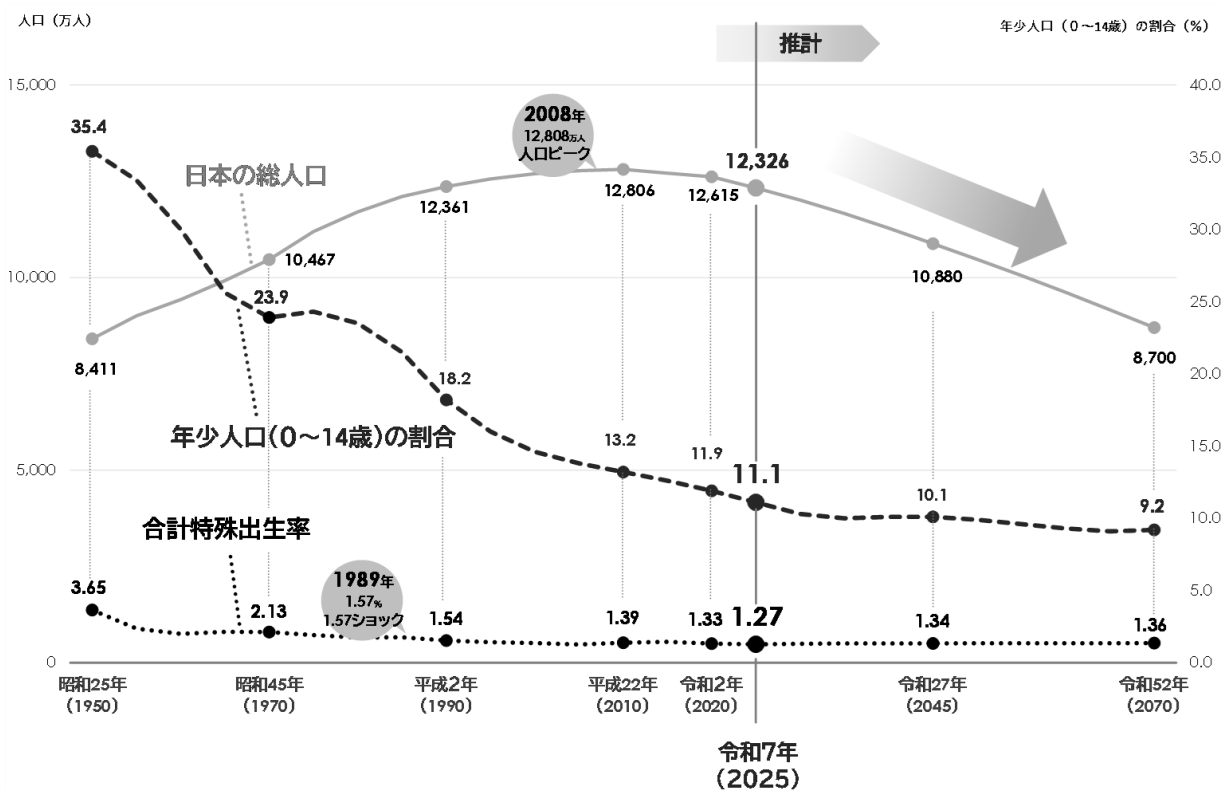
近年では、出生数等の減少もあり、待機児童数は徐々に減少していますが、人材不足や物価高騰など家計をひっ迫する社会的要因はいまだに多いことから、今後も共働き家庭が減ることは考えにくく、引き続き、保育環境の整備を進めていく必要があります。

また、共働き家庭等が増えれば、就学後の子どもの居場所づくりや、家庭での養育と教育を支援する取組の重要性はさらに増すと思われます。そのため、子どもが安全・安心に育つ環境づくりとともに、子どもの保護者（家族）が心身の余裕を持って子育てできるよう地域、学校、行政機関等がさらに連携を強め、周囲のサポート体制と支援制度の充実を図り、まちが一体となって子育て環境の充実を進めていくことが求められます。

● 「第3期小美玉市子ども・子育て支援事業計画」の策定

本市では、平成 27 (2015) 年度に「小美玉市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、市内の待機児童問題解消に向けた教育・保育施設の整備や支援制度・体制の整備のほか、各種子育て支援施策の取組を計画的に推進してきました。その5年後、令和 2 (2020) 年 3 月には「第2期小美玉市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、取組内容の見直しを図ってきました。第2期計画が令和 6 (2024) 年度で計画期間を満了することから、引き続き小美玉市の子育て環境の充実に向けた取組を推進するために、令和 7 (2025) 年度から令和 11 (2029) 年度の5年間を計画期間とする「第3期小美玉市子ども・子育て支援事業計画 (以下、「第3期計画」という)」を策定するものです。

■ 日本の人口推計及び年少人口、合計特殊出生率の推計



資料：昭和 25 (1950) 年～令和 2 (2020) 年の人口及び年少人口 (0～14 歳) の割合、合計特殊出生率は、国勢調査の実績値、令和 7 (2025) 年以降の人口推計は、国立社会保障・人口問題研究所による推計で、令和 2 (2020) 年までの国勢調査の実績値を基にして算出された令和 5 (2023) 年時点の公表データ

合計特殊出生率とは：人口に対して生まれた子どもの数を表す指標の1つです。その年次の15歳から49歳までの女子の年齢別出生率を合計したもので、1人の女子が仮にその年次の年齢別出生率で一生涯の間に子どもを生むとしたときの子どもの数に相当し、人口動態の出生の傾向をみる際の主要な指標となっています。

第2節 子ども・子育てに関わる社会情勢及び国の動向

● 子どもや家庭への支援の充実

前述（第1節 計画策定の趣旨）のとおり、全国的に少子化が進む中、核家族化の進行、女性の社会進出と活躍、経済不況などを背景に共働き家庭が増加することで、保育の需要と必要性は高いままとなっています。そのため、各市町村には、それぞれの実情を踏まえた上で、引き続き就学前の子どもの教育・保育の提供量の充実を図ることに加えて、就学後の子どもの学校と家以外の居場所の確保と機能の充実が求められています。

また、特に支援の必要性が高い子どもの発達や障がい、いじめ、不登校、ヤングケアラーなどの子ども自身の悩みや不安のほか、保護者（家族）の養育・教育力の低下やダブルケア、虐待、経済的生活の困窮、心身の障がい、ひとり親家庭などの子育て当事者の悩みや不安にも対応した、きめ細かな支援の充実を図るための法制度の整備が進められています。

● 市町村子ども・子育て支援事業計画の策定

市町村子ども・子育て支援事業計画と法制度の関連をみると、平成 24（2012）年に「子ども・子育て関連3法」の成立を受け、第1期の「子ども・子育て支援事業計画」が各自治体で策定され、地域の実情に応じた「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善」、「地域の子ども・子育て支援の充実」が新制度として実施されました。また、平成 30（2018）年にはすべての子育て家庭が身近な地域で安全にかつ安心して子育てができる環境を整備していくことが必要であるとして、「幼児教育・保育の無償化の実施のための子ども・子育て支援法改正」に伴い基本方針が改正され、これを踏まえ市町村第2期「子ども・子育て支援事業計画」が策定されました。

● 子ども・子育てに関連する各種法制度の施行

そのほかの子ども・子育てに関連する主な法制度の動向としては、少子化社会において講じられる施策の基本理念を明らかにし、少子化に的確に対処するための施策を総合的に推進するための「少子化社会対策基本法」が平成 15（2003）年 9 月に施行され、次世代を担う子どもを育成する家庭を社会全体で支援する観点から、地方公共団体及び企業における取組を促進する「次世代育成支援対策推進法」が平成 17（2005）年 4 月に施行されました。

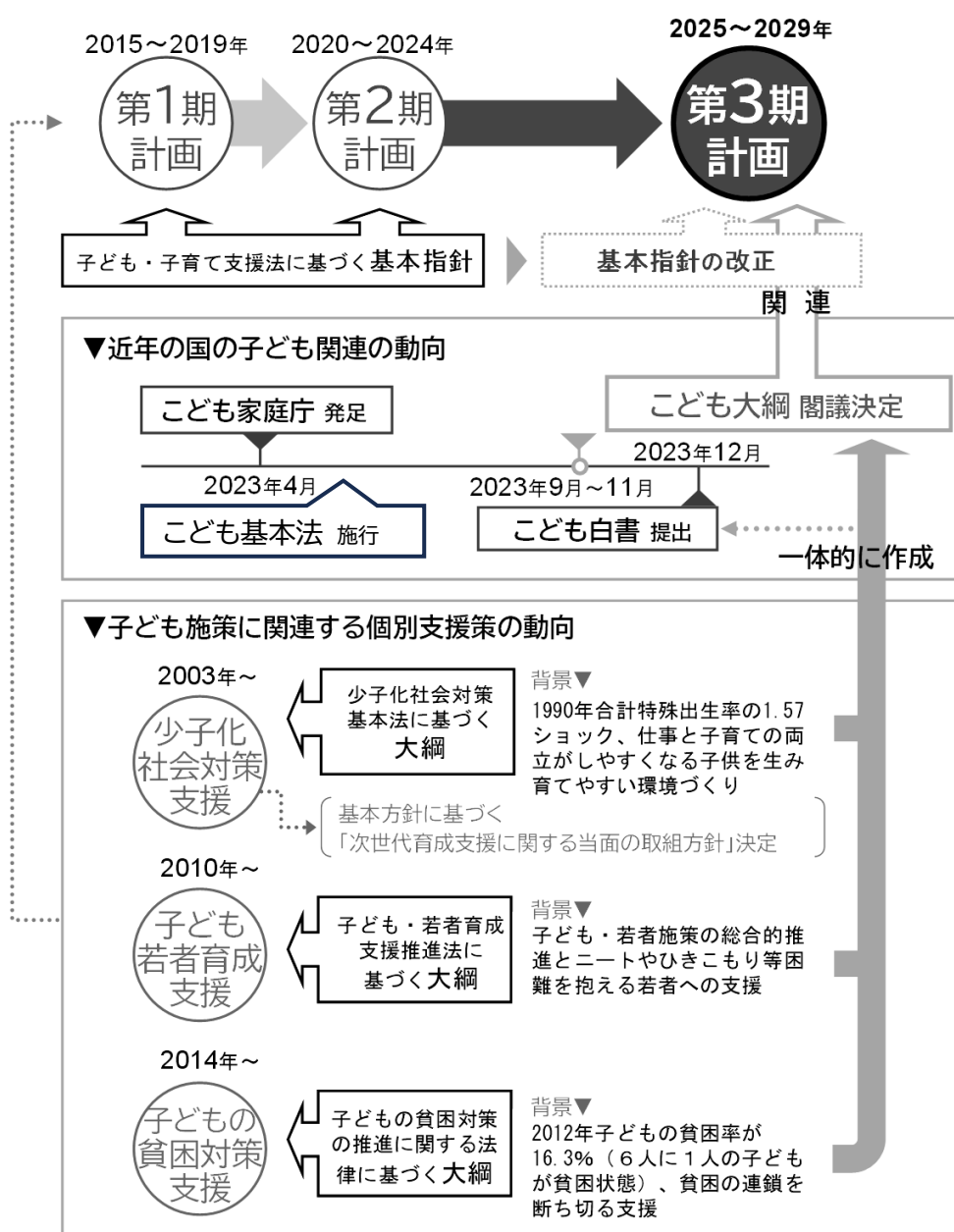
さらに、すべての子ども・若者が自らの居場所を得て、成長・活躍できる社会の実現に向け、子ども・若者の意見表明や社会参画を促進しつつ、分野を超えて社会総がかりで、子ども・若者の育成・支援の取組を推進する「子ども・若者育成支援推進法」が平成 22（2010）年 4 月に施行され、さらに、平成 26（2014）年 1 月には子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備し、教育の機会均等を図るための取組を推進する「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行されています。

● こども基本法の施行

その後、国は令和5（2023）年4月にこども家庭庁を創設し、同時にこども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として「こども基本法」を施行、同年12月には上記の3法「少子化社会対策基本法」、「子ども・若者育成支援推進法」、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づく各“大綱”を一元化した「こども大綱」を閣議決定しました。加えて、令和6（2024）年5月には、こども家庭庁が各省庁と連携して進めるこども政策の全体像であり、いわばこども版骨太方針とする「こどもまんなか実行計画」を閣議決定しました。

■ 子ども・子育て支援事業計画関連法制度の動向

▼子ども・子育て支援事業計画 策定経緯



(参考)こども計画関連の法制度概要

○ 子ども・子育て関連3法

平成 24 (2012) 年 8 月に成立した「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の子ども・子育て関連 3 法に基づく制度のことをいいます。

各法では、認定こども園、幼稚園、保育所(園)を通じた共通の給付(「施設型給付」)及び小規模保育等への給付(「地域型保育給付」)の創設や、認定こども園制度の改善(幼保連携型認定こども園の改善等)、地域の実情に応じた子ども・子育て支援などについて明記し、教育・保育の提供量の確保に向けた施設整備や地域子ども・子育て支援事業の充実に向けた取組を推進することとしています。

このうち、「子ども・子育て支援法」は、令和 6 (2024) 年 6 月に「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」が成立し、①ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化、②全ての子ども・子育て世帯を対象とする支援の拡充、③共働き・共育での推進などが盛り込まれました。

○ 少子化社会対策基本法と次世代育成支援対策推進法

少子化の抑制を目的とした取組を推進する「少子化社会対策基本法」は、平成 6 (1994) 年に当時の文部省、厚生省、労働省、建設省の 4 大臣合意のもとに始まったエンゼルプラン(正式名称は「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について」)が始まりで、その後、平成 11 (1999) 年に閣議決定した少子化対策推進基本方針に基づく重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画について定めた新エンゼルプランを経て、平成 15 (2003) 年 9 月に「少子化社会対策基本法」が施行されました。

さらに、次代を担う子どもが健やかに生まれ育成される環境を、社会全体で整備する時限法として「次世代育成支援対策推進法」が平成 17 (2005) 年 4 月に施行されました。これに基づき、国・自治体・事業者が次世代育成支援に係る目標を定めた行動計画を策定・実施することで、子ども一人ひとりの育ちを社会全体で応援することを通して、少子化の流れを変えることを目指しています。同法は、時限立法ではありながら、令和 6 (2024) 年の改正により令和 17 (2035) 年まで延長しています。

○ 子ども・若者育成支援推進法

子ども・若者育成支援施策の総合的な推進や、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者を支援するための地域ネットワークづくりの推進を図ることを目的とした「子ども・若者育成支援推進法」は平成 22 (2010) 年 4 月に施行されました。

同法を基にした取組では、全ての子ども・若者が自らの居場所を得て、成長・活躍できる社会の実現に向け、子ども・若者の意見表明や社会参画を促進しつつ、分野を超えて社会総がかりで、子ども・若者の育成・支援の取組を推進しています。

○ こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、及び子どもの貧困対策の基本となる事項を定めることにより、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とする「子どもの貧困対策の推進に関する法律」は平成26（2014）年1月に施行されました。

同法は、令和元（2019）年6月に改正案が成立し、その目的に“子どもの将来のみならず、「現在」も改善すること”を明記し、基本理念を“児童の権利に関する条約の精神にのっとり、子どもの意見が尊重されること”、としました。

さらに、令和6（2024）年6月に、超党派の議員立法による「子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」が国会において成立し、名称を「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に改められるとともに、基本理念に「こどもの現在の貧困を解消するとともにこどもの将来の貧困を防ぐことを旨として、推進されなければならない」こと及び「貧困の状況にある者の妊娠から出産まで及びそのこどもがおとなになるまでの過程の各段階における支援が切れ目なく行われるよう、推進されなければならない」ことが明記されるなど抜本的な変更が行われました。

第3節 子ども・子育て支援事業計画に関わる法制度等の改正

(1) 子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律案

子ども・子育て支援法は、「子ども・子育て関連3法」のうちの一つです。令和5（2023）年12月に閣議決定されたこども未来戦略の「加速化プラン」に盛り込まれた施策を着実に実行するため、関係する内容を改正する案が令和6（2024）年10月に施行されました。

■子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律案の概要

こども家庭庁「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律案の概要」（令和6年2月）より抜粋

1. 「加速化プラン」において実施する具体的な施策
(1) ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化 <ul style="list-style-type: none">●児童手当について、支給期間を中学生までから高校生年代までとする、支給要件のうち所得制限を撤廃する、第3子以降の児童に係る支給額を月額3万円とする、支払月を年3回から隔月（偶数月）の年6回とする抜本的拡充を行う。●妊娠期の負担の軽減のため、妊婦のための支援給付を創設し、当該給付と妊婦等包括相談支援事業とを効果的に組み合わせることで総合的な支援を行う。
(2) 全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充 <ul style="list-style-type: none">●妊婦のための支援給付とあわせて、妊婦等に対する相談支援事業（妊婦等包括相談支援事業）を創設する。●保育所（園）等に通っていない満3歳未満の子どもの通園のための給付（こども誰でも通園制度）を創設する。●産後ケア事業を地域子ども・子育て支援事業に位置付け、国、都道府県、市町村の役割を明確化し、計画的な提供体制の整備を行う。●教育・保育を提供する施設・事業者に経営情報等の報告を義務付ける（経営情報の継続的な見える化）。●施設型給付費等支給費用の事業主拠出金の充当上限割合の引上げ、拠出金率の法定上限の引下げを行う。●児童扶養手当の第3子以降の児童に係る加算額を第2子に係る加算額と同額に引き上げる。●ヤングケアラーを国・地方公共団体等による子ども・若者支援の対象として明記。●基準を満たさない認可外保育施設の無償化に関する時限的措置の期限到来に対する対応を行う。
(3) 共働き・共育での推進 <ul style="list-style-type: none">●両親ともに育児休業を取得した場合に支給する出生後休業支援給付及び育児期間に時短勤務を行った場合に支給する育児時短就業給付を創設する。●自営業・フリーランス等の育児期間中の経済的な給付に相当する支援措置として、国民年金第1号被保険者の育児期間に係る保険料の免除措置を創設する。
2. こども・子育て支援特別会計（いわゆる「こども金庫」）の創設
こども・子育て政策の全体像と費用負担の見える化を進めるため、年金特別会計のこども・子育て支援勘定及び労働保険特別会計の雇用勘定（育児休業給付関係）を統合し、こども・子育て支援特別会計を創設する。
3. こども・子育て支援金制度の創設
<ul style="list-style-type: none">●国は必要な費用に充てるため、医療保険者からこども・子育て支援納付金を徴収することとし、額の算定方法、徴収の方法、社会保険診療報酬支払基金による徴収事務等を定める。●医療保険者が被保険者等から徴収する保険料に納付金の納付に要する費用（こども・子育て支援金）を含めることとし、医療保険制度の取扱いを踏まえた被保険者等への賦課・徴収の方法、国民健康保険等における低所得者軽減措置等を定める。●歳出改革と賃上げによって実質的な社会保険負担軽減の効果を生じさせ、その範囲内で、令和8（2026）年度から令和10（2028）年度にかけて段階的に導入し、各年度の納付金総額を定める。●令和6（2024）年度から令和10（2028）年度までの各年度に限り、支援納付金対象費用の財源について、子ども・子育て支援勘定の負担において、子ども・子育て支援特例公債を発行できること等とする。

(2) 子ども・子育て支援法に基づく基本指針の改正案

子ども・子育て支援法に基づく基本指針（以下、「基本指針」という）は、教育・保育の提供体制の確保及び地域子ども・子育て支援事業の実施に関する基本的事項と子ども・子育て支援事業計画の記載事項等を定め、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を提供する体制の整備や、その他法に基づく業務の円滑な実施が計画的に図られるようにすること等を目的として策定された、いわば子ども・子育て支援事業計画策定のガイドラインです。

同基本指針は、児童虐待の相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を行う必要があることから「児童福祉法等の一部を改正する法律」（令和4年法律第66号。以下、「改正法」という）が、第208回国会において成立したもので、令和6（2024）年4月1日に施行されました。

また、この改正法において、市町村における児童福祉及び母子保健に関し包括的な支援を行うこども家庭センターの設置の努力義務化、支援を要するこどもや妊産婦等への支援計画（サポートプラン）の作成、市区町村における子育て家庭への支援の充実等が定められました。

■基本指針の改正案の概要

こども家庭庁「子ども・子育て支援法に基づく基本指針の改正案について（概要）」
（第2回及び第6回子ども・子育て支援等分科会、資料2・資料3）より抜粋

1. 家庭支援事業（子育て世帯訪問支援事業等）の新設・拡充及び利用勧奨・措置に関する事項の追加
基本指針に新設した事業の位置づけ等を行うとともに、市町村子ども・子育て支援事業計画において、家庭支援事業の量の見込み（事業需要量）を設定する際には、利用勧奨・措置による提供も勘案の上、設定すること等を規定。
2. こども家庭センター及び地域子育て相談機関に関する事項の追加
市町村子ども・子育て支援事業計画の任意記載事項として、こども家庭センターと地域子育て相談機関の設置に努めることや、これら機関の連携を図ること等を規定。
3. こどもの権利擁護に関する事項の追加
都道府県子ども・子育て支援事業計画の基本的記載事項として、①児童相談所等が適切に意見聴取等措置をとること、②都道府県が意見表明等の支援やこども権利擁護に向けた必要な環境の整備を行うことについて規定。
4. 妊婦等包括相談支援事業に関する事項の追加
子ども・子育て支援法等改正法により新設され、新たに地域子ども・子育て支援事業に位置付けられた妊婦等包括相談支援事業について、基本指針への位置付けを行うとともに、市町村子ども・子育て支援事業計画において量の見込み（事業需要量）を設定する際の参酌基準を設定する。
5. 児童発達支援センター等に関する事項等の追加
児童福祉法等改正法において、児童発達支援センターが地域における障害児支援の中核的役割を担うことを明確化したことを踏まえ、市町村子ども・子育て支援事業計画において、障害児支援の体制を整備するに際し、関係者が連携・協力して地域社会への参加及び包摂（インクルージョン）を推進すること等を規定。
6. 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）に関する事項の追加
子ども・子育て支援法等改正法により新たに定義した乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）について、基本指針への位置付け等を行う。
7. 産後ケアに関する事業の追加
地域子ども・子育て支援事業に位置付けられた産後ケア事業の参酌標準や、産後ケア事業等実施時における留意点の規定等を行う。
8. その他所要の改正
基本指針に規定している計画の更新等を踏まえた所要の改正。

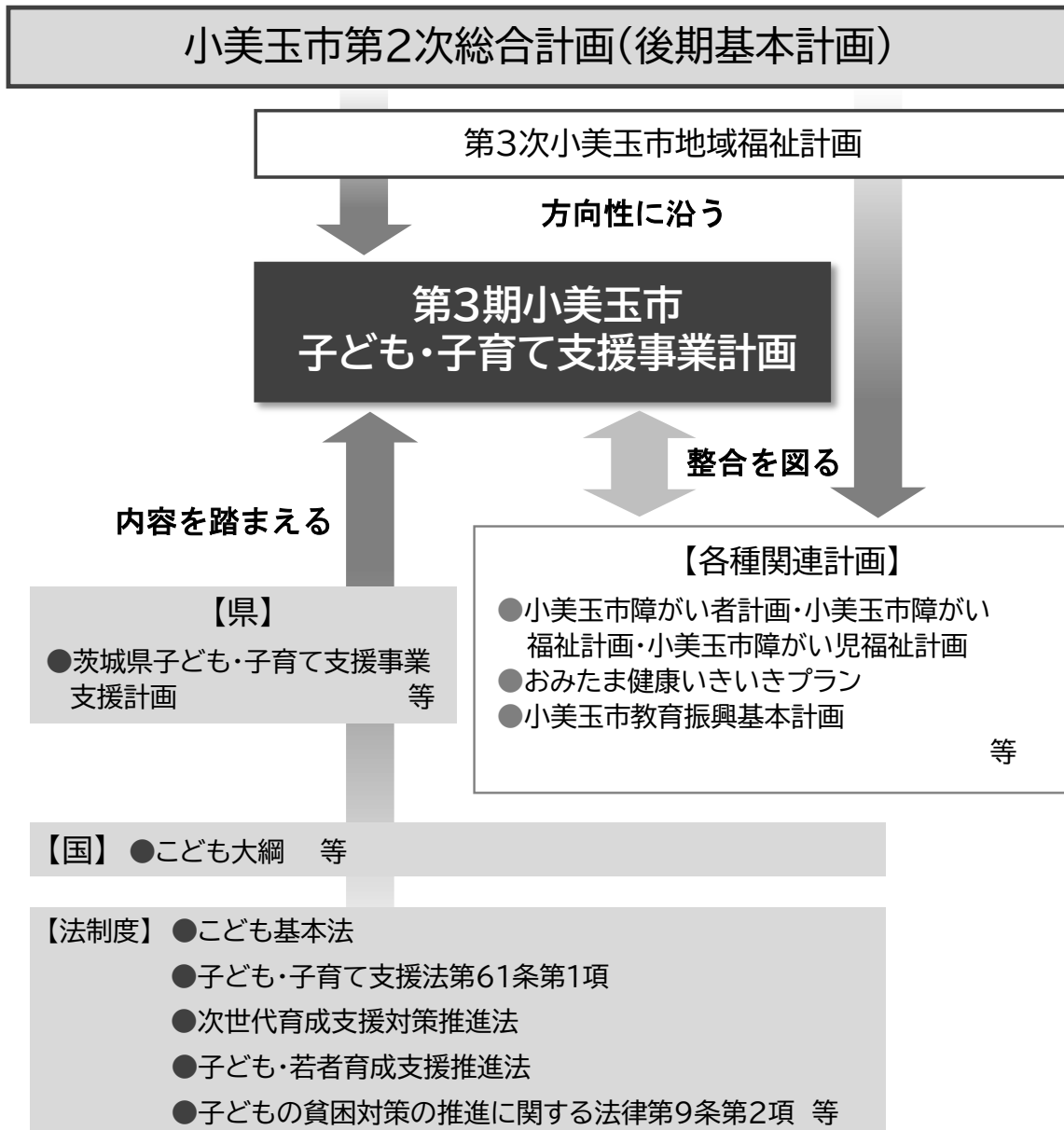
第4節 第3期計画の概要

1 計画の位置付け

第3期計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく「小美玉市子ども・子育て支援事業計画」及び子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条第2項に基づく「小美玉市子どもの貧困対策推進計画」並びに次世代育成支援対策推進法に基づく次世代育成支援対策を総合的かつ効果的に推進するための計画です。

本市の最上位計画である「小美玉市第2次総合計画（後期基本計画）」のもと、地域における福祉活動等を積極的に推進し、地域共生社会を目指す「第3次小美玉市地域福祉計画」をはじめ、市の各種関連計画と整合を図るとともに、県の「茨城県子ども・子育て支援事業支援計画」の内容を踏まえて策定するものです。

■第3期計画と個別計画等との関係性



2 計画の期間

第3期計画の期間は、令和7（2025）年度から令和11（2029）年度の5年間とします。

■第3期計画の計画期間

令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)	令和12年度 (2030)
小美玉市第2次総合計画 【基本構想】 (平成30(2018)～令和9(2027)年度)				次期計画		
【後期基本計画】 (令和5(2023)～令和9(2027)年度)						
第3次小美玉市地域福祉 計画(令和3(2021)～ 令和7(2025)年度)				次期計画		
前期計画	第3期小美玉市子ども・子育て支援事業計画 ＜小美玉市子どもの貧困対策推進計画＞ (令和7(2025)～令和11(2029)年度)				次期計画	
小美玉市障がい者計画(第6次)・ 第7期小美玉市障がい福祉計画・ 第3期小美玉市障がい児福祉計画 (令和6(2024)～令和8(2026)年度)				次期計画		
前期計画	おみたま健康いきいきプラン (令和7(2025)～令和11(2029)年度)				次期計画	
小美玉市教育振興基本計画 (令和5(2023)～令和9(2027)年度)				次期計画		

3 計画の策定体制

第3期計画は、「小美玉市子ども・子育て会議」から意見を聴取し、就学前児童保護者や小学生保護者、並びに妊産婦を対象としたアンケート調査により、本市の子ども・子育てに関する状況やニーズ等の把握を経て策定しました。

(1)小美玉市子ども・子育て会議

本会議は、子ども・子育て支援法第72条第1項に基づき、子どもの保護者や子ども・子育て支援事業者等で構成された合議制の機関であり、構成員である有識者や教育・保育関係者、子育て当事者から意見を聴取しました。

(2)ニーズ調査の実施

本調査は、第3期計画の策定にあたり、就学前児童から小学生までの保護者の保育ニーズや子育て支援サービスの利用状況と利用意向、要望・意見などを把握することを目的に実施しました。

(3)事業所等アンケート調査の実施

本調査は、第3期計画のうち、特に子どもの貧困対策推進計画の策定にあたり、保育・教育の現場並びに日頃から相談支援等を実施している機関に対して、本市の生活困窮家庭の実態や困りごと、不安を抱えている若者などへの必要な支援等について把握することを目的に実施しました。

(4)パブリックコメントの実施

本市の公共施設及びホームページにおいて計画案を公表し、市民の皆様から広く意見を募集し、計画への反映に努めました。

4 SDGs との関係

なお、第3期計画では、SDGs（Sustainable Development Goals〈持続可能な開発目標〉の略称）を取り入れ、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指すための地域づくりを進めていきます。SDGsには17のゴールがあり、本計画で取り組むゴールは、「小美玉市第2次総合計画 後期基本計画」において、まちづくりの基本目標2「人を育てる学びの場づくり」の「基本施策1 子ども・子育て支援の充実」を基本とするSDGsのゴールである次の3つの目標とします。

第3期計画で取り組む
3つのSDGs目標

